平成２１年（フ）第２７３号
秋田市土崎港相染町字沖谷地21番地１　ユートピアＢ304
債務者　菅原　　隆
１　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　嵯峨　　宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月14日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２１号
京都府宇治市大久保町山ノ内78番地　高木ハイツ106号
債務者　長添　雅彦
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　智之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月18日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
京都市右京区西京極下沢町21番地の66
債務者　小西　　勲
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木真一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
愛知県知多市八幡字荒古後102番地の６
債務者　家田トシ子
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青葉　憲一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３９号
堺市南区原山台１丁５番１―309号、前住所和歌山県岩出市尼ヶ辻26番地の13
債務者　小椋　春男
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部秀一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４０２号
大阪府柏原市玉手町６番61―1009号
債務者　片岡工業所こと　片岡　陽一
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部秀一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８３５号
札幌市西区発寒12条５丁目６番15号　セクロピア201号
債務者　竹達　朱美
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井田芳治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月９日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２号
長野県東筑摩郡山形村7311番地17
債務者　福澤　　昭
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小澤　　進
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１４０号
神奈川県大和市西鶴間４丁目２番28号　コーポ西鶴間208
債務者　山野　真也
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉原　光昭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６号
愛知県豊橋市平川南町144番地４　102
債務者　下山　　勇
１　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　足立陽一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月７日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４７号
愛知県豊橋市平川南町144番地４　102
債務者　下山　雅子
１　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　足立陽一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月７日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３０１号
堺市中区辻之1160番地28
債務者　岡田　良一
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中田　敦久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
堺市中区辻之1160番地28
債務者　岡田富美子
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中田　敦久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
長野県安曇野市穂高有明7403番地30
債務者　鳴澤　豁郎
１　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤　雅樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午後１時15分
５　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
長野地方裁判所松本支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９９号
北海道北斗市向野１丁目４番40号
債務者　高田　　潤
１　決定年月日時　平成22年４月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１７号
函館市昭和４丁目60番16号
債務者　片岡　龍一
１　決定年月日時　平成22年４月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１３２号
北海道北斗市七重浜３丁目５番20号
債務者　花田　千代
１　決定年月日時　平成22年４月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
函館地方裁判所